

ひとり親家庭等の相談支援及び講習会・交流会事業の業務委託プロポーザル  
実施説明書（公募要項）

1 業務の概要

(1) 件 名

ひとり親家庭等の相談支援及び講習会・交流会事業の業務委託

(2) 業務目的及び業務内容

生活の中に多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、育児、家事、その他の生活一般に係る悩み事の相談支援や生活・就労に関する講習会、交流会などを行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備する。

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 業務実施上の条件

(別添)「ひとり親家庭等の相談支援及び講習会・交流会事業の業務委託概要」のとおり

(5) 予算上限価格

¥11,651,000円（税込）

2 プロポーザル参加者に要求される資格

ひとり親家庭等の様々なニーズに対応するため、ひとり親家庭等の福祉に精通し、相談支援業務等に関する知識及び経験を有するとともに、ひとり親家庭等の生活の支援に係る事業の実施に関するノウハウを持つ民間事業者等で、法人格を有する者（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等が禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- (4) 応募書類提出時点で、東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統

制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。(暴力団の利益となる活動を行うことを含む。)

(6) 最近3年間の法人税、法人住民税(市町村民税法人分)、法人事業税、消費税及び地方消費税、固定資産税等を滞納している。

(7) 本プロポーザルに応募している他の法人と、主たる役員が重複している。

なお、応募者が契約締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

### 3 提案書の評価基準及び評価方法

#### (1) 第一次審査

提出された書類による審査。

※審査基準は、別紙1のとおり。

#### (2) 第二次審査

プレゼンテーションによる審査。

多数の参加があった場合には、第一次審査で選定された法人(上位3法人程度)に対して行う。

※審査基準は、別紙1のとおり。

### 4 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項

#### (1) 参加表明書の作成様式

・提出書類

①参加表明書(様式1)【1部】

②最新の決算書【1部(写し可)】

③法人登記簿謄本(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)【1部】

④印鑑証明書(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)【1部】

⑤過去3年分の法人税・法人住民税(市町村民税法人分)納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書、固定資産税納税証明書(その1)【1部(写し可)】

ただし、北区の競争入札参加資格を有している者は、「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し(裏面印鑑証明部分もコピー)【1部】を提出することで③④の書類を省略できる。

### 5 提案書の作成様式、記載上の留意事項

## (1) 提案書の作成様式

下記①～⑤までを作成のうえ【法人名記載1部、未記載9部】を提出すること。

- ① 業務委託実施に当たっての基本理念及び運営方針について（様式2）
- ② 運営状況について（関連事業の実績）（様式3）
- ③ 事業方針・運営について（委託内容の実施計画）（様式4）
- ④ 人員配置・体制について（様式5）
  1. 相談員の確保策及び採用基準について
  2. 相談員の人数・資格・経歴等及び配置予定について（令和4年12月末現在）
  3. 相談員の研修制度について
  4. 管理運営及び区との連携体制について
- ⑤ 個人情報の保護等について（様式6）
  1. 情報の管理体制について
  2. 業務上知り得た個人情報及び相談支援運営上の秘密の漏えいや流用の防止策について
  3. 危機管理対応について

### ・提出様式

- ① いずれの書類もA4とし、文字の大きさを9～11ポイントとすること。なお、所定の様式内に収まれば各提案の行数は任意に設定することを認めるが、ページ数の増は認めない。ただし、「③事業方針・運営について（委託内容の実施計画）（様式4）」への回答は、上限5ページまで可とする。
- ② 提案書類は、順番通りにそれぞれ無地のクラフト角2封筒に入れて提出すること（封はしない）
- ③ 法人名未記載分では、法人名の他、法人が特定される情報（公表されている法人スローガン、代表取締役・社員等の氏名、法人の電話番号・FAX番号など）も黒塗り等により隠すこと。

## (2) 提案価格見積書

【法人名記載1部、未記載9部】提出すること。

様式は自由。項目を細分化して尚且つわかりやすい見積りを提出すること。

人件費について、人数や内訳がわかるように記載すること。

## 6 参加表明書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和5年1月25日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参のみ

※受け付けは平日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで

## 7 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和 5 年 1 月 2 5 日 (水) 午後 5 時まで
- (2) 提出方法 持参のみ

※受け付けは平日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで

## 8 全ての書類の提出先及び問い合わせ先

〒114-8546 北区滝野川 2-5-2-10

滝野川分庁舎 1 階 2 番窓口

北区教育委員会事務局子ども未来課子ども未来係 (担当/小川・大貫)

電話 03-3908-9097 (直通)

## 9 審査結果の通知

### (1) 一次審査

一次審査の結果は、提案書の提出者すべてに書面により通知する。また二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細をあわせて通知する。

### (2) 二次審査

二次審査の結果は、審査委員会で決定した契約交渉順位第 1 位および第 2 位の提案書の提案者に対して、決定した日から 10 日以内に、所管課長が書面により通知する。

また、契約交渉順位が第 2 位までに入らなかった者に対しては、決定した日から 10 日以内に、所管課長が提案書の審査結果について書面により通知する。

## 10 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール

令和5年1月12日（木）	公募要項の公表
令和5年1月17日（火）	質問の提出締切
令和5年1月20日（金）	質問の回答
令和5年1月25日（水）	参加表明書類及び提案書の提出締切
令和5年1月下旬～ 令和5年2月上旬	第一次審査（書類審査）
令和5年2月6日（月）	第一次審査結果の通知（予定）
令和5年2月13日（月）	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和5年2月17日（金）	委託事業者内示・第二次審査結果の通知（予定）
令和5年4月1日（土）	委託開始

## 11 その他の留意事項

### (1) 質問の受付（参加表明書類及び提案書、提案価格書等）

- ・受付方法：電子メールのみ。
- ・メールの件名：「相談支援業務及び講習会・交流会業務委託プロポーザル質問（社名）」とすること。
- ・受付期間：令和5年1月12日（木）～1月17日（火）午後5時まで  
※受付期間に届かなかったメールには回答しない。  
※相談支援業務及び講習会・交流会業務委託プロポーザル質問（別紙2）に要旨を簡潔にまとめ、添付ファイルで送信すること。
- ・質問の回答：令和5年1月20日（金）に電子メールで回答する。また、受付した質問とその回答を北区ホームページに掲載する。
- ・受付アドレス：子ども未来課 kosodate-ka@city.kita.lg.jp

### (2) 無効となる参加表明書類または応募書類

参加表明書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(3) 提出等に伴う費用

参加表明書類及び応募書類の作成並びに提出に伴う費用は全て応募者の負担とする。

- (4) 提出期限以降における参加表明書類及び応募書類等の差し替え並びに再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出された参加表明書類及び応募書類等は返却しない。
- (7) プロポーザル審査の過程については、公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (8) 北区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁ずる。
- (9) 応募者は本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- (10) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、北区が無償で使用できるものとする。また、委託契約締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開する。
- (11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。
- (12) 本件は、令和5年度当初予算が北区議会（令和5年第1回定例会）にて成立した場合に契約を締結する。